

兵庫県産休・育休代替職員（阪神南県民センター）登録試験案内

◇受付期間

（郵 送） 令和7年7月14日（月）～令和7年7月25日（金） [必 着]

（持 参） 令和7年7月14日（月）～令和7年7月25日（金）

9時～17時（土・日・祝日を除く）

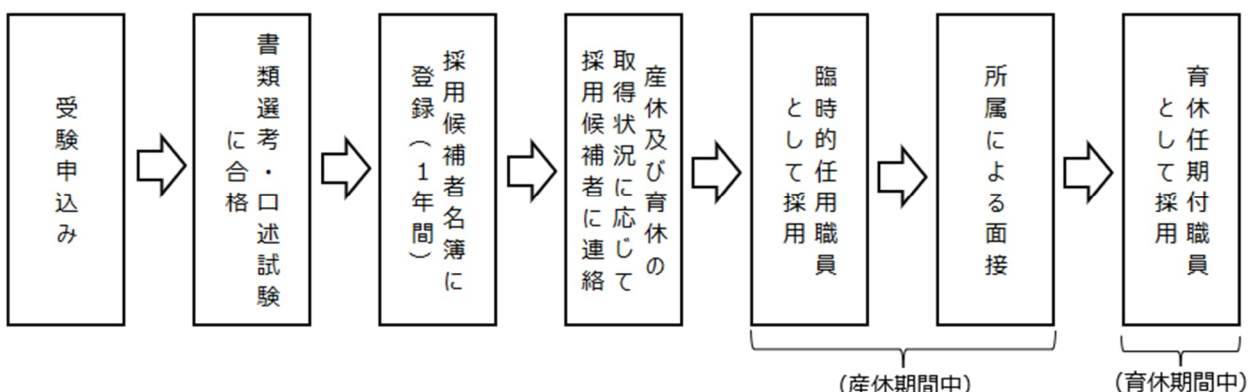
◇試 験 日 令和7年8月6日（水）

◇勤務場所 兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所（西宮市樫塚町2-28）

1 産休・育休代替職員について

- (1) 産休・育休代替職員とは、兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所において、産休、育児休業を取得した職員の代替として勤務する職員で正規職員と同様の業務に従事します。
- (2) この試験の合格者は、産休・育休代替職員採用候補者名簿（以下、「採用候補者名簿」という。）に登録されます。
- (3) 職員の産休期間中（約4ヶ月間）は臨時的任用職員として、育児休業期間中は育休任期付職員として採用されます。（育休任期付職員の採用は、各所属による面接に合格する必要があります。）
- (4) 育休任期付職員の任用期間は、職員の育児休業期間に応じて決定します（最長約2年10ヶ月）。なお、一つの任期は1年以内とし、勤務実績や職員の育児休業期間に応じて1年毎に任期を更新します。
- (5) 採用は、職員の産休及び育児休業の取得状況に応じて決定するため、合格者ごとに採用時期や任用期間が異なります。
- (6) 職員の産休及び育児休業の取得状況や育休任期付職員採用前に実施される面接の結果によっては、採用候補者名簿に登録されても採用されない場合があります。
- (7) 採用候補者名簿の有効期間は名簿登録の日から1年です。当初の任期終了後も、採用候補者名簿の有効期間中に、新たに産休又は育児休業を取得する職員があった場合には、再度採用される場合があります。
- (8) 採用候補者名簿に登録後、受験申込書に記載していただいた勤務希望地域に従って、受験地域以外の地域からも採用の連絡をさせていただく場合があります。
- (9) 産休・育休代替職員への採用は、任期の定めのない職員の任用に際して、いかなる優先権を与えるものではありません。

【採用までの流れ】



2 募集職種・登録予定人員・職務内容

職 種	登録予定人員	職 務 内 容	勤 務 形 態
一般事務	1 名	西宮土木事務所で行う経理・庶務に関する事務等	週38時間45分（7時間45分×週5日）

※所属長の定める範囲で職務内容が変更となる場合があります。

3 受験資格

- (1) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない方
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- (2) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない者（心神耗弱を理由とするもの以外）
- (3) 日本国籍を有する者

4 申込方法及び受付期間

- (1) 申込方法
 - ア 申込締切日までに受験申込書及び自己PRカードに必要事項を記入し、受験申込書には写真を貼って、封筒の表に「産休・育休代替職員登録試験申込書在中」と朱書きの上、(2)の申込先まで持参または郵送してください。
(受験申込書及び自己PRカードはA4縦の片面に印刷し、ホチキス留めなどせず、ご提出ください。)
 - イ 申込者には、面接試験日時・会場等をメールにより通知しますので、採用選考試験受験申込書に、メールアドレスを必ず明記してください。受信設定が必要な場合は、pref.hyogo.lg.jpを受信できるようにしてください。
※ なお、8月4日(月)を過ぎてもメールが届かない場合は8月5日(火)に兵庫県阪神南県民センター総務防災課（総務担当 06-6481-8047）まで電話で照会してください。
- (2) 申込先
〒660-8588
尼崎市東難波町5-21-8
兵庫県阪神南県民センター県民躍動室 総務防災課 採用担当
TEL：06-6481-8047

5 選考試験方法

- (1) 選考方法
応募書類及び口述試験（面接）による選考
＜口述試験＞責任感、コミュニケーション能力、協調性、理解力、知識・技術等について個別面接を行います。（25分程度）
- (2) 試験日
令和7年8月6日（水）※試験時間は、申込み後、別途お知らせします。
- (3) 試験会場
兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所

(4) その他

申込者が多数の場合、書類選考を行い、口述試験対象者を決定する場合があります。

6 合格発表

選考試験実施後、9日後程度で合格者、不合格者とも文書により結果を通知します。

7 任用期間

職員の育児休業期間に応じて決定します（最長約2年10ヶ月）。なお、一つの任期は1年以内とし、勤務実績や職員の育児休業期間に応じて1年度毎に任期を更新します。

8 勤務条件等

(1) 月額給与（給料＋地域手当）

給料は、行政職1級の給料表が適用されます。

区 分	月 額
高校卒	212,783 円（給料月額 194,500 円、地域手当 18,283 円[9.4%]※1）～ ※2
大学卒	246,806 円（給料月額 225,600 円、地域手当 21,206 円[9.4%]※1）～ ※2
上 限	282,361 円（給料月額 258,100 円、地域手当 24,261 円[9.4%]※1）

※1 地域手当の額は、勤務地域により異なります。

（支給割合は給料月額の9.4%～4.4%（例：西宮市は9.4%））

※2 行政機関、民間企業等での経歴に応じて加算される場合があるほか、給与改定によって給料月額が変わることがあります。

※3 報酬額の算定は、採用手続き時に職歴の期間等の証明書類により個別決定します。また、報酬額の個別照会には応じられませんのでご注意ください。

(2) 諸 手 当

扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、超過勤務手当等がそれぞれの規定によって支給されます。

※給与改定によって手当額等が変わることがあります。

(3) 勤務時間

週38時間45分（7時間45分×週5日）

(4) 休 暇

年次有給休暇は任期に応じて年間最大20日間となります（引き続き更新された場合、繰り越されます。）。その他、夏季休暇等任用条件に応じた各種休暇・休業制度（有給・無給）の適用があります。

(5) そ の 他

地方公務員法に基づく一般職の地方公務員としてサービスの規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

9 その他

受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。